

## 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第36号）の施行（令和6年4月1日）により水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることとなった。水道法施行規則の一部改正に伴い、神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の委任規定を受けて、条例に定める資格と同等以上の技能を有すると認められる者について、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

### 3 施行期日

公布日から施行する。